二　加算対象扶養親族等があるとき　六百三十二万三千円に次に掲げる額を加算した額
イ　当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に二十一万三千円を乗じて得た額
ロ　当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に二十七万三千円を乗じて得た額（イの規定により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から六万円を減じた額）

第七条を次のように改める。

（法第二十条の政令で定める額）

第七条　法第二十条に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　加算対象扶養親族等（法第二十条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がないとき　三百六十万四千円

二　加算対象扶養親族等があるとき　三百六十万四千円に次に掲げる額を加算した額
イ　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）の数に三十八万円を乗じて得た額
ロ　当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額
ハ　当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に六十三万円を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四（第五項を除く。）の規定は、令和六年十一月以後の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当（以下この項において「児童扶養手当」という。）の支給の制限について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条第一項、同条第二項（同令第八条第一項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号。以下この項において「昭和六十年改正政令」という。）附則第四条において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第七条（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十二条第一項及び昭和六十年改正政令附則第四条において準用する場合を含む。）の規定は、令和六年八月以後の月分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下この項において「特別児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

省　令

○総務省令第七十八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三及び第十四条の三の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

総務大臣　松本　剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（危険物の取扱作業の保安に関する講習） **第五十八条の十四**　法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなつた日から一年以内に危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下この条及び次条において単に「講習」という。）を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなつた日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。 ［2・3　略］	（講習） **第五十八条の十四**　法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなつた日から一年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなつた日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。 ［2・3　同上］
（危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る指定講習機関） **第五十八条の十五**　法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関（以下この条において単に「指定講習機関」という。）の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。 2　指定を受けようとする法人は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定を受けようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。 一　第五十八条の二第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる書類	［新設］